

家庭教育支援の推進に関する検討委員会（第7回） 議事次第

1 日時 平成24年2月7日（火）10:00～12:00

2 場所 文部科学省 東館3階 3F2特別会議室

3 議題 「今後の家庭教育支援のあり方に関する検討」

4 議事次第

(1) 今後の家庭教育支援のあり方に関する検討

(2) 児童虐待の防止等に関する政策評価の結果及び勧告について

(3) その他

(4) 討議

5 配付資料

資料1 家庭教育支援の推進について（ポイント）

資料2 家庭教育支援の推進について（報告書案）

資料3 児童虐待の防止等に関する政策評価の結果及び勧告について（通知）

資料4 第3回全国家庭教育支援研究協議会

資料5 第4回全国家庭教育支援研究協議会

資料6 今後のスケジュール（案）

家庭教育支援の推進について（ポイント）

1 家庭教育とは

- 家庭教育 = 父母その他の保護者が子どもに対して行う教育
 （生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和的発達など）
- 家庭教育の支援 = 国及び地方公共団体に、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など、家庭教育支援施策を講ずる責務（努力義務）（教育基本法第 10 条） ※家庭教育の自主性の尊重に留意

2 現状と課題

- （1）子育てへの自信や対処能力の不足、親として発達段階に応じた子どもとのかかわり方がわからない → 子の誕生から自立までの切れ目のない支援が必要
- （2）家庭の孤立化が進み、困難な課題を抱え込み、児童虐待など問題が深刻化
 → 課題を抱える家庭に対する効果的な支援として、届ける支援（アウトリーチ）と福祉等との連携強化が必要
- （3）引きこもりなど、子どもの社会性や自立心が育ちにくい
 → 多様な世代が関わり合う社会で、子どもの育ちを支えることが必要

⇒ 家庭教育が困難になっている社会 → 地域の取組の活性化が必要

3 家庭教育支援のあり方と方策

- 重要な視点**
- ①親の主体性を尊重し、支援の循環を生み出す
 - ②子どもも家庭や社会の一員として役割をもつ
 - ③子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域づくり

基本的な方向性

- （1）親が親になることを応援する
- （2）家庭のネットワークを広げる
- （3）支援のネットワークを広げる

具体的な方策

- ・親育ちのための学習プログラムの充実
- ・乳幼児期の子育て支援の充実
- ・将来親となる中高生の子育て理解学習
- ・すべての親子につながる学校等の場の活用
- ・親子と地域の絆づくり
- ・家庭教育支援チーム型支援の普及
- ・児童委員やSC・SSWと連携した支援活動
- ・企業とも連携した生活習慣づくりの推進
- ・社会全体の子育て理解の促進

家庭教育支援の推進について（報告書案）

はじめに

I 家庭教育をめぐる現状と課題

1 家庭教育をめぐる社会動向

- (1) 家庭環境の多様化や地域社会の変化
- (2) 現代の子どもの抱える課題
- (3) 家庭教育が困難になっている社会

2 家庭教育と家庭教育支援

3 家庭教育支援の課題

- (1) 子の誕生から自立までの切れ目のない支援
- (2) 届ける支援（アウトリーチ）と福祉等との連携強化
- (3) 多様な世代が関わり合う社会で、子どもの育ちを支える
- (4) 地域の取組の活性化

II 家庭教育支援のあり方

1 基本的な方向性

- (1) 親が親になることを応援する
- (2) 家庭のネットワークを広げる
- (3) 支援のネットワークを広げる

2 重要な視点

- (1) 親の主体性を尊重し、支援の循環を生み出す
- (2) 子どもも家庭や社会の一員として役割を持つ
- (3) 子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域づくり

III 家庭教育支援の方策

- 1 親の育ちを応援する学習機会の充実
- 2 家庭教育支援チームによる支援の仕組みづくり
- 3 すべての親子につながる学校等の場の活用
- 4 親子と地域の絆づくり
- 5 保健福祉分野と家庭教育支援の連携
- 6 企業とも連携した子どもから大人までの生活習慣づくり
- 7 社会全体の子育て理解の促進

IV 国と地方自治体の役割

- 1 地方自治体の役割
- 2 国の役割

はじめに

核家族化による親が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、都市化による地域とのつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境が大きく変化する中、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、文部科学省では、これまで、子育てサポーターリーダーなど家庭教育を支援する人材の養成や、地域人材と教職員経験者、児童委員・主任児童委員、臨床心理士などからなる「家庭教育支援チーム」の組織化による相談対応や学習機会の提供、「早寝早起き朝ごはん国民運動」等の支援施策が展開されてきたところです。

現在、若者の引きこもり、不登校、社会格差の問題、児童虐待相談対応件数の増加など、家庭と子どもの育ちをめぐる問題は複雑化しており、子どもたちの健やかな成長のためには、こうした社会動向を踏まえた効果的な家庭教育支援施策が一層求められている状況にあります。

家庭教育支援の取組については、昭和30年代からの家庭教育学級に始まり、社会教育関係者の努力とともに、子育て支援団体や支援者の方々の高い意欲に支えられ、全国各地で特色ある取組が実施されてきました。

こうした社会的活動を行う地域人材の力を活かしながら、また、地域の実情や課題に沿った施策を実施できる地方公共団体の主体性を尊重しつつ、社会的課題に応える家庭教育支援の取組を活性化していくことが喫緊の課題となっています。

このため、文部科学省に設置された「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」において、これまでの家庭教育支援施策の検証と今後の家庭教育支援のあり方について検討を行いました。この報告書はその検討結果をとりまとめたものです。

家庭教育の支援施策については、教育基本法に平成18年の改正により、国と地方公共団体の責務として明記されています。この報告書が、国や地方公共団体の施策の指針となり、各地の家庭教育支援の取組の活性化に役立つことを期待しています。

I 家庭教育をめぐる現状と課題

1. 家庭教育をめぐる社会動向

(1) 家庭環境の多様化や地域社会の変化

○多様化する家庭が抱える様々な課題

三世帯世帯の割合は、この20年間で14.2%から7.9%に低下しており、親が祖父母などから子育てに関して学ぶ機会が少なくなっており、相談・協力できる人が家族にいないなど、親だけで子育てを担わなくてはならなくなっている現状があります。

また、ひとり親家庭（父子世帯・母子世帯）は、78.5万世帯（平成22年）あり、20年前より約2割増加しています。日本の相対的貧困率は15.7%（平成19年）で、OECD加盟国のなかでも高い水準となっており、特に子どもがいる現役世帯のうち大人ひとりで子どもを養育している家庭の相対的貧困率は加盟国中最も高く、54.3%となっています。

さらに、児童虐待相談対応件数は、年間5万6千件（平成22年度）を超え、急速に増加しています。児童虐待については、親が子どもの時に受けた心の傷や、生活のストレス、社会的な孤立感などの要因が指摘されています。

加えて、東日本大震災では多くの方が被災され、子どもや子どもを支える親も、心の傷を受け、その影響が中長期的に続くことが予想されます。

また、少子化の影響もあり、過干渉や過保護への懸念や、教育について豊富な情報や選択肢がある環境の中で、教育に関心がある親ほど、子育てに悩み、心理的に追い込まれている場合もあります。

○自然な教育的営みが困難になった家庭生活の変化

家庭生活は高度経済成長期を経て大きく変化しました。就業形態が変化し、多くの人々が職住分離の生活を営むようになり、また、家事の合理化が進み、家庭は消費の場となりました。

また、長時間労働などにより、家族と一緒に過ごす時間が十分とれず、家族がそれぞれ個別に行動するようになり、家庭生活を運営していく具体的な経験や能力は不足しがちとなっています。家族が小家族化し、自分の子どもを持つまで、赤ちゃんに接する経験を持ったことのない人が多くなっています。さらに、都市化が進み、空き地や原っぱなど子どもの身近な遊び場は減る一方、テレビやゲーム、携帯電話が普及し、少子化の影響もあり、身近な地域での子どもの遊び集団が成立しにくくなっています。

このように生活のあり様が変わっていくことで、生活のなかで自然に行われる教育的な営みは難しくなっています。また、地域のつながりの希薄化によって、親や子が家庭内の関係に閉じたものとなっていくことが懸念されます。

○子育て家庭の社会的孤立

18歳未満の児童のいる世帯の割合は、25年前（昭和61年）の約5割（全世帯の46.2%）から、平成22年は約4分の1（全世帯の約25.3%）に大きく低下しています。また、15歳未満の子どもの人口は減少し、現在は1680万人（平成22年：総人口の13.2%）となっています。45年後（平成67年）には、752万人と現在の半分以下になると推計されています。

子どもの人口や子どもを持つ世帯が減少することで、子どもや子育て家庭が、地域社会の中で少数派になっていきます。

さらに地縁や血縁が希薄化し、子育てのモデルが身近にないなか、子育ての不安や負担感を抱え、自信が持てず、それぞれの家庭において、子育ての行き詰まり感を抱えやすい状況があります。約4割の保護者が、子育てについての悩みや不安を抱えています。

児童虐待の背景にある、子育てについての不安や孤立は、一部の家庭におきている特別なことではなく、かなりの子育て家庭におこりうることです。孤立化した家庭で、子育てについての何らかの困難が生じた場合、それを個々の家庭のみで解決できず、課題を抱え込んでしまうこととなります。また、子育て家庭が孤立し、困難を抱えていても支援を望まない場合もあり、こうした家庭へのアプローチが難しくなっています。

(2) 現代の子どもの抱える課題

○社会性や自立心等の育ち

小学生の約 300 人に 1 人、中学生の約 35 人に 1 人が不登校であり、15 年前に比べ倍増しています(学校基本調査(平成 21 年、文部科学省))。

また、児童生徒による暴力行為は増加傾向にあり、年間約 5 万 9 千件(平成 22 年度、文部科学省調べ)となっています。

さらに、ニートの状態にある若者は 10 年間で 40 万人から 62 万人に増加し、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する(準ひきこもり)」を合わせた、広義の引きこもりは全国で 69.9 万人と推計されています(若者の意識に関する調査(引きこもりに関する実態調査)(平成 22 年、内閣府))。

こうした状況は、社会環境を背景としつつ、家庭や地域、社会との関わりの中で育む社会性や人間関係能力、自立心の形成などに課題を抱える子どもがいることを示しています。

○体験の格差や経済格差の子どもの育ちへの影響懸念

子どもが心身ともに健やかに成長していく上で、様々な体験をすることは重要ですが、自然体験や友だちとの遊びの経験は、若い世代ほど減ってきています。子どもの体験が減っている背景には、都市化や情報化、少子化などの環境の変化があると考えられ、子どもの体験はある程度意図的に作らなくてはいけない状況になりつつあります。様々な条件により、こうした体験が「できる子ども」と「できない子ども」が出てくる格差が生じることが懸念されます。

また、所得格差は拡大傾向にあり、近年、就学援助の対象となる児童生徒も増加しています。経済的な格差が、家庭教育や学習機会の格差につながり、その後の就労等の格差につながるとすれば、格差の連鎖を生み出しかねません。

(3) 家庭教育が困難になっている社会

家庭の教育力が低下しているという認識は、約 20 年前から広がってきました(「青少年と家庭に関する世論調査」(平成 5 年内閣府))。しかしこれは、世の中全般に見たときの国民の認識であって、必ずしも個々の家庭の教育力の低下を示してるとはいえません。「家庭の教育の低下」の指摘は、子どもの育ちに関する様々な問題の原因を家庭教育に帰着させ、親の責任だけを強調することになりかねません。

そしてそうした何かあれば親が非難されるような風潮のなかで、家庭では、むしろ家庭教育でそれぞれできることを努力しています。しかしよい親になりたいと思っても、経済的な問題や生活のストレスから家庭生活に余裕がなく、家庭教育を行うことが困難になってしまっている家庭もあります。一方、教育に関心が高く、様々な教育資源の情報収集や活用も図っている家庭もあり、家庭教育が二極化している状況ともいえるでしょう。

現代の社会では、家族や職業のあり様や地域の人間関係が変化したことで、親子の育ちを支える様々な人間関係が希薄化し、子どもを持った大人が親になっていくこと、また、子どもが家庭に生まれ、親と子の間で、また地域や社会との間で、様々な関わりを持ちながら成長発達していくことが、ごく自然に行われることが難しくなっています。

家庭教育を行うことが困難になっている家庭に対してどのような支援ができるのかというこ

とは、重要な社会的課題になっていると考えられます。またどんな家庭においても、子育てに力を注ぎ込むあまり、子育ての悩みや不安を抱えてしまったり、また、子どもに対して過剰な期待をしたり、子どもの主体性への配慮に欠けるかかわりをしてしまうという懸念があります。

いずれにせよ、人と人のつながりが弱くなった、家庭教育が困難になっている社会の中で、親たちは子育てをしていると、まず認識することが必要です。

2. 家庭教育と家庭教育支援

家庭教育の支援の取組は、人々の直面する課題を共に学ぶ社会教育として行われてきました。ここで家庭教育と家庭教育支援の意味とこれまでの取組について振り返ってみます。

(1) 家庭教育と家庭教育支援

○家庭教育とは

家庭教育は、父母その他の保護者が、子どもに対して行う教育のことです。家庭教育は、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものです。

家庭は、家族が共同生活を営む場所であり、団らんや共同体験など愛情に支えられた生活の営みのなかで家庭教育は行われ、親が意図的に子どもに働きかける場合と、日常生活をおくることで自然に行われる場合があり、後者の作用が持つ影響が大きくなっています。

家庭教育の重要性にかんがみ、平成18年の教育基本法の改正により、新たに条を設けて家庭教育について規定されており、父母その他の保護者が、子の教育について第一義的な責任を有する旨と、家庭教育の基本的な機能として、生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和的発達が掲げられています。

○家庭教育の支援

教育基本法では、国及び地方公共団体の責務として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など、家庭教育を支援するための必要な施策を講じることを規定しています。

施策を講じるにあたっては、背景にある家庭教育を難しくしている家庭や社会環境の変化を理解するとともに、行政が各家庭における具体的な教育の内容を押しつけることのないよう、留意する必要があります。

○家庭教育と学校や地域社会における教育との関係

教育の目的を実現するためには、家庭や学校だけでなく、地域社会の果たすべき役割も非常に大きいものがあります。

教育基本法は、学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めることを規定しています。

家庭教育の支援も、学校や地域社会における教育と連携しながら進めていくことが重要です。その際、家庭、地域、学校及び行政が共通の認識を持って取り組むことが望ましいと考えられます。共通の認識をもつにあたって参考となる目安として、「発達資産」があります。

「発達資産 (Development assets)」とは、米国合衆国ミネソタ州ミネアポリスにある研究組織「サーチ・インスティテュート」が提唱した概念で、子どもの成長・発達の各段階で身につ

けることが期待される、また獲得することが望ましい事柄を意味しています。そして、学校、家庭、地域のそれぞれに、子どもの発達資産の形成のための役割があります。例えば、資産の一つであるコミュニケーション能力の形成のためには、家庭においては、親子の会話を通じて言語力を育み、多くの人と交流する機会を与えること、学校においては、学級活動や学校行事又は部活動等を通じて他者との人間関係構築能力を育成すること、地域においては、挨拶活動や地域活動での子どもへの役割を付与することなどが期待されます。

家族のすがたや機能が変化していることによって、家庭教育を難しくしていることがあります。例えばきょうだいの数が少なくなることによって、自分と似たような年代の子どもと遊ぶ機会が減ることが懸念されますが、この場合、家族と家族のつきあいや交流を進めたり、協力しあうことで、家族の機能を補完することができます。また、地域は、他の家族との交流機会の提供などを行うことができます。

大切なことは、家庭・地域・学校それぞれが、目標を共有しながら、相互に協力し、子どもの発達にとって必要な取組を工夫し実践していくことです。

(2) 家庭教育支援の実施状況

○自治体の実施状況

家庭教育支援施策の実施状況について、文部科学省で全都道府県・市区町村を対象としたアンケート調査を行ったところ、その概要は以下のとおりです。

① 「乳児期から思春期までの親向けの学習機会の提供」や「電話・面接による相談事業」、「子育てサークルや親同士の交流の促進」、「子育てサポーター・子育てサポーターリーダー等の人材養成」、「協議会等の組織化」、「家庭教育セミナーや保護者向けの広報資料等の提供」、「生活習慣づくりの取組」は、幅広く教育委員会等（内容によっては保健福祉部局）において、概ね50～70%の自治体で行われていました。

これらに比較して、「中高生等と幼児・親との交流」、「父親向け学習講座」、「企業への家庭教育情報の提供」、「人材認定等の実施」、「地域の人材等による支援チームの組織化」、「早寝早起き朝ごはん運動等の地域全体での啓発等」が行われている自治体は、20～30%程度であり、地域により差がみられました。

なお、父親向けの学習講座は、子育てへの男女共同参画をテーマとしたものや乳幼児期向けの講座は一定程度実施されていますが、学童期・思春期向けの学習講座は少ない状況でした。

② 財源については、学習講座や相談事業は自治体の単独予算による実施割合が高く、協議会や支援チームの組織化については、国の補助金や委託費の活用による実施割合が高い状況となっていました。

③ 連携については、現在の協議会や支援チームは、行政（教育委員会や保健福祉部局）や学校園との連携を行っている割合が高く、また民生委員・児童委員や、児童館等の福祉機関、子育てサークル・団体・NPOなどとの連携を行っている割合も比較的高い状況でした。

今後特に連携を強化する必要がある分野は、「学校（校長、担任、養護教諭等の教職員）」、「保健・福祉機関、関係者」が高く、また都道府県は「企業、商工会」、政令市は「PTA、子育てサークル、NPO等」、市区町村は、「保育所・幼稚園」、「学校の外部専門人材（SC、SSW、特別支援員等）」をあげるところが多くありました。「学校支援関係の地域人材（支援本部や放課後教室のコーディネーター等）」も一定程度あげられていました。

④ 施策展開上の課題としては、全般的に「困難を抱える親等への効果的な取組がない」ことを

挙げる自治体が多く、また、都道府県は、「予算が少ない」、「養成した人材の活動の場所等の不足」、市区町村は、「ボランティア、リーダー等の人材不足」をあげるころが多くありました。また、国に求める施策としては、「社会全体の機運の醸成を図る取組」、「地域格差の是正や取組の活性化のための財政支援」、「関係府省の更なる連携の促進」などがありました。

○これまでの施策の評価

これまでの施策について、委員会では以下のような評価がありました。

①学習講座型支援

学習講座の開設等による支援は、すべての親子に対して開かれた基本的な学びや交流の機会の提供として意義がありますが、支援が届きにくい家庭をこうした場へとつなげる仕掛けがあるか、当事者性やニーズに対応した講座内容になっているかどうか等については、必ずしも十分ではありません。また、講座の対象も母親に偏りがちです。講座の企画の段階の仕組みを工夫することが必要と考えられます。

②チーム型支援

家庭教育支援チーム等の組織化については、地域人材の意欲を引き出し、養成された人材が活動する場をつくった事業と考えられます。また、住民の目線で支援するユニークな仕組みであり、地域によって多様なやり方が可能な点に特色があります。そして、そうした柔軟さを尊重しつつ、今後事業を継続させ、各地域に根ざした取組としていくことが課題と考えられます。

チームを組織する場合、地域特性や地域の資源によって様々な体制や活動内容があり得ます。チームには、チーム員や親子、児童生徒、関係者が集える拠点を学校に置き、居場所や関係者の交流の場を提供している取組や、保健師やスクールソーシャルワーカー等の専門人材や児童委員・主任児童委員などの地域の子どもを見守る中核的な人材が加わることで、支援の質や信用を高め、地域とのネットワーク力を向上させている取組などがありました。

全国で278のチーム（平成23年8月現在）が活動していますが、だれもが身近な場所で、こうした地域ぐるみの子育て支援を受けたり、チームの活動に参加できるようにするためには、モデルを示しながら全国に広く普及させていくことが必要と考えられます。

③「早寝早起き朝ごはん」国民運動

子どもの体力や気力の低下の要因の一つとして、子どもの生活習慣の乱れが指摘されましたが、根拠を示しながら、「早寝早起き朝ごはん」というわかりやすい言葉で啓発を行ったことで生活習慣づくりが一定程度浸透したと考えられます。しかし、若い保護者やこれから親になる世代、また知識が十分でない子ども等に対する情報提供はまだ不十分と考えられます。中高生では、食生活等の乱れが見られる一方、保護者のかかわりが減り、生活リズムを自ら律していく必要が増す世代です。携帯電話の影響も大きく、中高生に対する啓発に取り組んでいく必要があります。

また、子どもの生活習慣には、家庭環境だけでなく、保護者の職場環境を通じて企業活動が影響を与える可能性があり、就寝時間の改善を含む基本的な生活習慣の定着を進めていくためには、働く親や企業等、社会全体の理解や取組を促進する必要があります。

④その他

家庭教育支援の取組は、乳幼児期から青年期まで、発達段階で途切れのないことが必要です。

学童期以外の、乳幼児を持つ家庭や高校未就学者や中退者を持つ家庭は、学校とのつながりが途絶え、孤立しがちです。こうした義務教育段階以外の子どもを持つ家庭に対しても、教育分野からのアプローチを、切れ目なくしていくことが必要です。

3. 家庭教育支援の課題

1及び2を踏まえた、家庭教育支援として今後取り組むべき課題は以下のとおりです。

(1) 子の誕生から自立までの切れ目のない支援

乳幼児期の家庭教育は、子どもにとって、親等への愛着形成により人に対する基本的な信頼感が醸成されるなど、生涯に亘っての人間形成に資する面が大きい重要な時期です。しかし、自分の子どもを持つまで育児の経験をしたことがない人が増えており、子育ての自信や対処能力が不足しがちになっています。また、発達個人差や育てにくさに不安や悩みを感じやすいのもこの時期です。さらに、乳幼児の子どものみを持つ家庭は、学校とのつながりがなく、子育ても家庭が中心となることから、不安や悩みを抱えたまま孤立しがちです。

子どもの人生の初めの時期、親が親になる始めの時期の支援を充実することが必要です。妊娠期のこれから親になる家庭や乳幼児を持つ家庭を対象とした学習機会とともに、子どもを将来持ち、今後親になる世代に対して、親になることについて学ぶ機会が提供されることも重要と考えられます。

また、子どもの成長発達につれて、家庭教育の課題も変わってきます。親が親として子どもにどうかかわっていくかということについて、子どもの自立まで継続して学びを支援していくことが重要です。

(2) 届ける支援（アウトリーチ）と福祉等との連携強化

課題を抱えた家庭の孤立化は、課題の深刻化につながります。家庭教育を行うことが困難になっている孤立しがちな家庭や親へ支援を届ける取組（アウトリーチ）を推進していくことが課題です。

特に児童虐待防止の取組を強化することが社会的な課題となっていますが、児童虐待の発生子防に資するよう、親の学びの支援とともに、孤立防止のためのつながりづくりを一層進める必要があります。

子どもを持つ家庭を訪問して、不安や悩みをきいたり、情報を提供したりする活動のほか、参加しやすい内容の交流行事や場の設置等により、家庭教育に関心がない人にもつながるための工夫をする取組も有効です。こうした取組においては、身近な地域で顔が見える関係を構築でき、悩みを持つ親と同じ立場で柔軟な活動ができる地域人材を活用していくことで、きめ細かく支援を届けていくことが可能になります。

また、不登校、非行、引きこもりなど、困難な課題を持つ家庭に対しては、身近な地域人材による支援とともに、専門家や専門機関・団体等との連携が重要です。さらに、福祉的な支援や保健・医療的なケアが必要な課題については、保健福祉行政や福祉機関、保健医療機関等との連携を進め、支援のネットワークをつくっていくことも課題です。

(3) 多様な世代が関わり合う社会で、子どもの育ちを支える

家庭の社会的孤立は、親の問題だけでなく、子どもの自立や社会化の問題につながっていると考えられます。子どもの発達資産の研究によれば、今の子どもには、小学生では「子どもの社会的役割」「大人の規範としての役割」「家庭の規範」「コミュニケーション能力」などが不足しています。また中高生では、「肯定的アイデンティティ（自己統制力、自尊心、目的意識、将来展望）」などが不足しています。（「子どもの発達過程における発達資産についての

調査研究報告書」(平成 17 年度国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)、「日本の子どもの発達資産に関する研究」(2010 年相原次男、ウィルソン・エイミー、岩野雅子)

子ども自身が選択、決定するという機会が少なく受け身がちな環境では、達成感や自己肯定感を育てることは難しいと考えられます。子どもが家庭や地域、学校で様々な役割を持ち、自分を生かしていく力を身につけることができるような環境づくりが必要です。

また、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の取組が各地で進められるようになりましたが、子どもの生活習慣は、生活の夜型化やメディアの利用など、大人社会の生活のあり方とも関係しており、社会全体での取組みによる生活習慣づくりの定着も課題となっています。

そして、家庭という場や親は、個人の状況の差が大きくなっており、それが人生の出発点における格差となることが懸念されます。

子どもの育ちを支えていくため、子どもとのかかわりが期待される、様々な世代や立場の者の理解や取組を促すことが必要です。子どもや子育てに関する理解者が社会の中に育成され、子どもの成長発達を手助けする人が増えていくことで、家庭教育を困難にしている環境を改善し、支えていくことができます。

その際、高齢者と子どもとの交流や、中高生を社会の担い手にとらえた取組などを推進し、様々なライフサイクルの者が交流する社会の輪を広げていくことが重要です。

また、社会の構成員には企業も含まれます。企業に子どもの成長発達についての理解や家庭生活との調和の重要性などについて普及啓発を行い、ワークライフバランスの推進や子育て支援に関する地域貢献活動を促していくことも課題です。

(4) 地域の取組の活性化

都市部と地方では、家庭生活や教育環境、また親族や地縁によるつきあい方などが異なり、家庭教育支援の課題も様々です。家庭教育が困難になっている社会において、地域の課題に応じた取組が活性化していくことが重要です。また地域により取組状況にも差があることから、人材の養成や地域の資源の活用について、具体的な取組の手順やモデルを共有していくことが課題です。

II 家庭教育支援のあり方

1. 基本的な方向性

(1) 親が親になることを応援する

家庭教育は、すべての教育の出発点として、子どもが「生きる力」の資質や能力を身につけていく基礎をつくることから、適切な家庭教育を受けることは、すべての子どもにとって重要です。しかし、子どもを持つ親が、子どもをどう育てていくかということ、初めから知っているわけではなく、発達段階に応じた子どもとのかかわり方についての学習が必要です。

家庭教育は親子という私的な関係を通じて行われるものですが、同時に社会の形成者としての子どもを教育するという社会的な側面もあります。

このため、家庭教育を個々の家庭の努力のみに委ねることなく、担い手である親が親として学んでいくことを社会として支えていくことが必要です。

親の親としての学びや育ちを応援することが、家庭教育支援の基本です。

なお、家庭生活の営み自体に課題を抱えている家庭では、親子が日常生活をともにする中で行われる自然な家庭教育を困難にしていることがあります。家族の愛情と信頼に基づく、安らぎのある楽しい家庭をつくるのが、家庭教育の環境として最も大切なことです。家族間のコミュニケーションや家事についての協力・工夫など、家庭生活の営みについての学びの応援も家庭教育の支援の一環として取り組んでいくことが求められています。

(2) 家庭のネットワークを広げる

家庭が小家族化し、親族とのつきあいや地域の人間関係が希薄になっている社会環境の変化を踏まえ、子育て家庭の人間関係を広げていくことが必要です。親にとって、同じ悩みを抱える親や子育ての先輩など、当事者と同じ立場で課題を考えることができる身近な人とつながり、共に学んでいくことで、安心して子どもとのかかわることができるようになります。

また、さらに親子が家庭に閉じることなく、外に開かれ、地域や学校とのかかわりを持ち、必要ときには地域のサポートを活用できるように応援していくことが大切です。親の人間関係の広がり、子どもにとっても、地域の大人との豊かなかかわりを広げます。

(3) 支援のネットワークを広げる

家庭の抱える複雑な課題に対応していくためには、身近な人材による支援にとどまらず、必要ときには、専門家や専門機関・団体等による支援につないでいく仕組みをつくる必要があります。このためには、家庭教育の支援の取組を、学校や地域における、NPO等による様々な教育支援活動の取組と連携しながら進めていくとともに、教育分野の取組と保健福祉分野の取組の連携・協力を図る仕組みづくりが重要です。

2. 重要な視点

(1) 親の主体性を尊重し、支援の循環を生み出す

親が自ら課題解決をしていくことができるような学びの機会が確保されることが必要です。こうした親の主体性を尊重した学びによって、親が主体的に子育てや社会参画する意欲が高まり、親自身が育ち、支え合いや、支援された者が今度は支援する者になるなど、支援の循環が生まれていきます。

(2) 子どもも家庭や社会の一員として役割を持つ

人間の育ち、子どもの発達資産形成の観点から、家庭教育の支援活動を行うとともに、学校や地域の関係者が協力をしていく必要があります。特に子どもを社会の一員としての自覚を持ち、自立した人間として育てるため、子どもも家庭や社会の一員としての役割を発達段階に応じて持ち、人の役に立つ喜びを実感し、自己肯定感を高めていけるような経験を増やしていくことが重要です。また、子ども自らが必要な力を獲得していくため、子どもの主体的な関わりを重視することが大切です。

(3) 子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域づくり

未来の地域づくりの担い手である子どもたちの育ちを地域で支えることが、地域の活性化につながっていきます。地域住民、子育て支援団体、NPO、企業など、地域の多様な主体が参画し、祖父母世代から将来親になる世代まで、多様な世代がかかわり、子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域をつくる視点が重要です。

Ⅲ 家庭教育支援の方策

以下では、今後の家庭教育支援の具体的な方策を示します。これらは、文部科学省や地方自治体（教育委員会）において、関係府省・関係部局とも連携を図りながら、積極的に自ら、または地域の多様な主体と地域住民の取組を促すように、取り組むことが期待されるものです。

1. 親の育ちを応援する学習機会の充実

○親育ちのための学習プログラムの充実

子どもの人間形成やしつけに大きな役割を果たす親等に対し、親同士の学び合いや仲間づくりの機会を提供し、子育てへの自信や対処能力を持たせることができるような、当事者の主体性を重視したり、体験型の学習を工夫したプログラムや講座を開発・充実することが必要です。

併せて、講座等を効果的に運営するファシリテーター等の養成も重要です。

○社会的課題に対応した学習内容の充実

児童虐待を引き起こす要因として、社会的な孤立感や子育ての不安、育児能力の低さの問題が大きいことが指摘されており、虐待防止に資するよう、親自身のストレスの対処方法や子どもとのコミュニケーション等について、気づきや学び合いを促す機会が必要です。

また、中長期的に影響が続くことが想定される震災後の不安やストレスに対し、保護者の心のケアと安心の回復が子どものためにも必要であり、家庭教育支援人材が、親子の状況を理解し、身近なかかわりの中でできるサポートについて学び、支援活動に取り入れていくことが望ましいと考えられます。

こうした喫緊の社会的課題に対応するため、親向け及び支援者向けの学習プログラムの開発や講座内容の充実を図っていく必要があります。

○職場での学びの機会の提供

働く親向けの学びの機会の提供のため、企業への家庭教育に関する出前講座の実施等を進める必要があります。特に学習機会に参加しにくい父親の学びと、家庭教育への積極的な参画を促していくことが重要です。

○将来親になる中高生の子育て理解学習

中高生など将来親になる世代が親になることについて学ぶことができるよう、学校に乳幼児とその親を招いて触れ合う活動をしたり、子育てひろば等に中高生が訪問し、乳幼児と触れ合う活動をするなど、子どもが育つ環境としての家族の役割や、子どもを生み育てることの意義等について学ぶ機会の提供を積極的に図る必要があります。

また、家族の役割や子育ての大切さに加え、命の大切さ、自分を愛する気持ち、世代間の理解などを深める効果が期待され、さらに、乳幼児を持つ親にとっても、こうした活動に参加することで、他の親子や子どもと触れ合い、自らの子育ての参考とすることができます。

2 家庭教育支援チームによる支援の仕組みづくり

○家庭教育支援チーム型支援の普及

学校や専門機関の支援を希望しない家庭に対して、身近な同じ立場で支援することで、支援が届きやすいことを踏まえ、地域人材を活用して、課題を抱える家庭に個別に寄り添いながら相談対応を行ったり、地域の子育て支援に関する情報をわかりやすく届けたり、また参加しやすい学びや交流の機会を企画し、そうした場への参画を促すなど、きめ細やかな活動を

行う仕組みとしての「家庭教育支援チーム」等の組織化を、地域の特性に応じて、小中学校区等を単位として一層進めていくことが重要です。

家庭を訪問するアウトリーチの活動は保健福祉部局で取り組まれています。乳児以降の子どもがいる家庭に対して、「家庭教育支援チーム」が、学校と連携しつつ、継続的なアウトリーチの活動を実施できる仕組みとして活用されていくことは重要です。

○チームの体制整備や活動を支えるための環境づくり

チームの構成員となる、子育てサポーターや子育てサポーターリーダーなどの家庭教育支援の人材養成を進めるべきです。また円滑に活動できるよう、教育委員会等による人材の認証や登録、周知などの支援が大切です。

さらに、教育委員会等へのコーディネーターの配置、NPOの参画や企業の協力等の運営についての助言、チーム員に対する継続的な研修機会の提供など、チーム等の持続的な活動を促進するための取組を進めることが重要です。

また、研究協議会の開催等により、地域の課題や特性に応じた多様な取組手法や活動ヒントについての情報共有に努めることが必要です。

3 すべての親子につながる学校等の場の活用

○学校等を拠点とした親の共同学習・交流活動の推進

学習・交流の機会の提供や、家庭教育支援チーム等の活動に当たっては、すべての児童生徒が通い、保護者にもつながることのできる小中学校を拠点とした活動を促進することが重要です。小中学校は、家庭にとって最も身近な教育の場であることから、小中学生以外の子を持つ家庭に対する支援の拠点としても、地域の实情に応じて、活用を図ることが有効です。併せて公民館、幼稚園・保育所、市町村保健センター、子育て支援センター等の場も様々な家庭につながるために活用を積極的に図ることが必要です。

こうした場において、先輩保護者との交流や親同士の仲間づくりができる場の提供を、PTAや学校支援活動本部等と連携しながら、家庭教育支援活動として一層進めていくことが大切です。

○家庭教育支援活動と教員等との連携の推進

家庭教育支援チーム等の活動に当たっては、子どもたちの日常的な状況把握ができる教員との情報共有を図り、生徒指導や健康相談に係る校内委員会等とも連携して、家庭への訪問や相談対応等を行うなど、課題を抱える家庭に対する取組を進めることが重要です。

また、学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材が配置されている場合には、連携を図ることが望まれます。

○高校中退者の家庭に対する支援

高校未就学者や中退者など、社会に出る前段階で課題を抱える親子に対する支援として、学校や教育委員会で状況を把握しその情報を活用して、子どもが学び直しや自立支援を受けられるように専門機関・団体等につなげたり、親の相談対応を行うなどの取組を進めることが望まれます。

4 親子と地域の絆づくり

○家庭を開き、地域との絆をつくる

働く親は、職場とのつながりはありますが、地域とのつながりは乏しくなりがちです。

各自治体や地域の支援活動において、親子に様々な交流や活動の場への参画を促したり、家庭へ地域の人を招く取組など、家庭を開いたり、他の家庭や地域とのつながりをつくる機会を提供する取組の促進を図ることが重要です。親は、他の家庭の子どもとの交流により、自分の子育てを振り返るよい機会ともなります。また子どもも、身近な地域の大人や年少の子どもと交流する機会が大切です。

そのためには、保護者に学校支援活動の担い手として参画を促したり、地域行事への親子ぐるみの参画を進めたり、放課後子ども教室等に中高生等に支援者としてかかわってもらえる等の、学校・家庭・地域が連携した活動を一層推進することが大切です。

5 保健福祉分野と家庭教育支援の連携

○乳幼児期の子育て支援の充実

乳幼児期の子育て家庭を対象とした支援は、保健所や市町村保健センター、また保健師と連携することが、すべての親子につながるために有効です。ひろばの設置や専門家による相談対応など、子育て支援の取組が保健福祉行政や地域のNPO活動等として行われています。さらに、幼稚園や保育所では、保護者に対する子育て支援の取組の充実が推進されています。

家庭教育支援を担当する教育委員会等としては、こうした取組に対して、親に対する学習プログラムを提供したり、学習プログラムを運営するファシリテーター等の養成・派遣を行ったり、また、家庭教育支援チーム等によるきめ細やかな支援活動を組み合わせていくなど、地域において総合的な子育て支援を充実させていくことが重要です。

○主任児童委員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携

地域人材によるアウトリーチの活動では、家庭の抱える課題そのものの解決が求められているわけではありません。親が必要に応じて専門機関・団体等の支援も活用して、課題に自ら対処することができるよう、身近な相談対応やきっかけづくりなどの支援が求められています。

その際、地域の専門機関・団体等とつなぐ仕組みをつくるため、児童委員・主任児童委員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と家庭教育支援チームとの連携等により、児童福祉機関や福祉関係団体とのネットワークづくりを促していく必要があります。

また、スクールソーシャルワーカーは、家庭の抱える課題の複雑化や多様化に伴い、環境に対して働きかけをする専門家として、課題解決に向けた有用な役割を果たすことが期待できることから、養成の促進と更なる配置の促進を図ることが重要です。

○関連行政部局間の連携

家庭教育支援チーム等の現場だけではなく、市町村など広域段階、さらに、都道府県や国の段階のそれぞれにおいて、それぞれの取組についての情報共有や連携した取組を進めることが重要です。

6 企業とも連携した子どもから大人までの生活習慣づくり

○企業と連携した生活習慣づくりの推進

生活習慣づくりの取組については、企業にとって、メンタルヘルスやワークライフバランス、さらには生産性の向上や人材の確保などのメリットがあります。

生活習慣づくりについての企業側の認識の醸成のための啓発や具体的な取組方法の情報提

供等により、企業のワークライフバランスの取組の促進を図ることが重要です。

○中高生向けの生活習慣づくりの推進

子どもの心身の健康や意欲を高めるためには、正しい生活習慣の下での充足感のある生活が基盤となります。生活習慣づくりの新たな展開として、朝ごはんを自分で作ったり、生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向けの普及啓発を進める必要があります。

7 社会全体の子育て理解の促進

○子育て理解の推進

子育てのサポートでの役割が期待される祖父母や高齢者向けに、最近の子育てについて学ぶ機会の提供が必要です。また、子どもを持たない者など、子どもとのかかわりが少なくなりがちな者も対象として、子育てについての理解の促進や、親子に対する声かけなど、子育て家庭を見守る支援の輪を広げる啓発等を進めることが大切です。

○企業による家庭教育支援

家庭教育サポート企業制度等を自治体で創設するなど、企業に対し、子どもの健全な成長のための親子参加行事や子どもの職場体験活動への協力などの働きかけを進めることが重要です。

IV 国と地方自治体の役割

地域の特性により課題は様々であり、求められる具体的な家庭教育支援の内容は地域により異なります。このため、地方自治体には、主体的に地域のニーズや課題を見出し、Ⅲに掲げた方策を参考に、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を具体的に進める役割を期待します。

そして、地域の多様な主体と地域住民には、各地で行われる家庭教育支援の取組の重要な担い手として参加していくことを期待します。

行政は、教育委員会と母子保健・児童福祉の担当部局が重要な役割を担っており、自治体内において、相互に調整と連携を図り、家庭や親子に対する支援を進めていくことが重要です。

国は、地域の創意工夫による様々な主体的な取組を促進するような取組を行っていく必要があります。

1. 地方自治体の役割

(1) 市町村

○家庭教育支援の取組をコーディネートする中心的な役割を担う。

具体的な支援活動の企画・実施や、地域人材等による活動のコーディネート、地域住民、NPO、学校、公民館、専門機関、企業等の地域の様々な関係者との連携・調整、家庭教育支援チーム等の組織化と運営のサポート、調整や合意形成を図る場としての協議会の組織化・運営等により、取組を進めていく。

(2) 都道府県

○地域の家庭教育支援の取組を活性化するための仕組みを整備する。

協議会の組織化等により、地域課題や支援手法等の検討、学習プログラムの開発、取組状況の検証等を行うとともに、広域的な関係者のネットワーク構築を促進していく。

また、広域的な観点や地域間の取組の格差是正の観点から、市町村や地域の様々な主体に対し、情報提供や助言、その他の必要な支援を行っていく。

さらに、人材の養成や研修機会の提供、NPO活動に対する支援など、自律的かつ持続的な取組を継続できるような環境の整備を図るとともに、地域におけるモデル的な取組の推進や普及啓発など、広域的な観点から家庭教育支援の施策を進めていく。

この際、母子保健・児童福祉、労働など子どもの支援に関わる他の行政分野の担当者と、相互に取組についての共通理解を持ちながら、施策を進めることが重要です。

2. 国の役割

○家庭教育支援の基本的な方向性を示す。

社会動向を踏まえた家庭教育支援の目指す方向性とそのための基本的な方策を示していく。さらに必要な調査研究を行っていく。

関係府省や関係制度との連携を図るとともに、地方自治体や関係者との意見交換や情報共有を行いながら、全国的な観点から家庭教育支援の施策を進めていく。

○全国的な研究協議等により、家庭教育支援の取組の普及や向上を図る。

家庭教育支援の取組の全国的な情報共有や、成果の評価、研究協議、研修機会の提供等を行い、取組の改善を促進し、継続的な発展や向上を促す。また、家庭教育支援の取組のうち

優れた事例の全国的普及を図っていく。

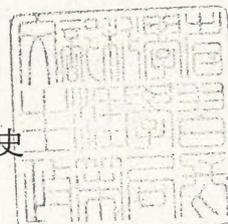
家庭教育支援の必要性や社会全体の子育て理解を促すための全国的な普及啓発を行っていく。



23文科生第722号
23文科初第1448号
平成24年1月30日

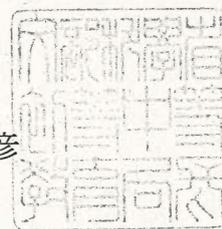
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省生涯学習政策局長 合田隆史



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長 布村幸彦



(印影印刷)

児童虐待の防止等に関する政策評価の結果及び勧告について（通知）

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等における的確な対応については、これまでも、各種通知等においてお願いしてきたところです。

しかしながら、総務省による児童虐待の防止等に関する政策評価の結果、虐待対応件数が毎年度増加し続けていること、小・中学校において、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか迷った結果通告しなかった事例や、児童虐待のおそれを認識してから通告までに1か月以上を要した事例がみられたことから、本年1月20日に総務大臣から文部科学大臣に対し、児童虐待の発生予防及び早期発見に係る取組の推進について、別添のとおり勧告がなされました。

貴職におかれては、政策評価の結果等を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村教育委員会に対し、児童虐待の早期発見に努め、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、速やかな通告をすること等、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応の取組について一層の周知徹底を図られますようお願いいたします。

なお、今後、今般の勧告を踏まえ、通告の取組状況等を調査することを予定しておりますので申し添えます。

(本件連絡先)

文部科学省

生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育企画係

電話番号 03-5253-4111 (内線 3073) 03-6734-3073 (直通)

e-mail danjokat@mext.go.jp

初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係

電話番号 03-5253-4111 (内線 3299) 03-6734-3299 (直通)

e-mail s-sidoul@mext.go.jp

『児童虐待の防止等に関する政策評価書 平成24年1月 総務省』抜粋

(全文：総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

第4 評価の結果及び勧告

1 評価の結果

ii) 早期発見

保育所からの通告件数は平成19年度5,440件から21年度6,115件に、学校からの通告件数も19年度1万2,102件から21年度1万3,244件にいずれも増加している。しかし、保育所や学校には早期発見の努力義務があり、児童虐待のおそれを発見したときは通告義務があるにもかかわらず、速やかな通告がなされたものは、調査した17保育所25事例のうち22事例(88.0%、16保育所)及び42小・中学校75事例のうち68事例(90.7%、40小・中学校)にとどまっている。

また、一部の保育所や小・中学校において、児童虐待のおそれを認識したが通告しなかったもの(5保育所8事例、6小・中学校15事例)もみられた。

以上のとおり、児童虐待の防止等に関する政策については、

①虐待対応件数は増加の一途であること

②虐待死亡児童数は減少していないこと

③各施策における効果の発現状況をみても、早期対応から保護・支援については一定の効果がみられたものの、残りの施策についてはいずれも不十分なものとなっていること

から、政策全体としての効果の発現は不十分であると考えられ、以下のような問題・課題の解消が必要となっている。

(1) 児童虐待の発生予防に係る取組状況

虐待対応件数が毎年度増加し続けていることについては、児童虐待自体が増加しているという側面と、潜在していたものが顕在化している側面が考えられるが、児童虐待の発生を予防できているかという観点で虐待対応件数の増加について考えた場合、潜在していた児童虐待が顕在化しているという側面についても、児童虐待自体が発生しているということに変わりはなく、更なる発生予防対策が必要であると考えられる。

(2) 児童虐待の早期発見に係る取組状況

ア 関係機関における早期発見に係る取組

調査した17保育所及び42小・中学校で児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかったものが5保育所において8事例、6小・中学校において15事例みられた。また、平成19年度から21年度までに、調査した17保育所が通告した47件のうち、詳細を把握した25事例中、速やかな通告がなされていると考えられるものは22事例(88.0%、16保育所)、調査した42小・中学校が通告した209件のうち、詳細を把握した75事例中、速やかな通告がなされていると考えられるものは68事例(90.7%、40小・中学校)にとどまっており、保育所の残る3事例(12.0%、3保育所)、小・中学校の残る7事例(9.3%、6小・中学校)は、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間(1か月以上)を要しているものであった。

児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかった理由及

び通告までに長期間を要した理由として、保育所及び小・中学校は、児童虐待の確証が得られなかったこと等を挙げている。

当省の政策評価の途上で、文部科学省は、平成 22 年 8 月、都道府県教育委員会等に対し、児童虐待のおそれを発見した場合には、その確証がないときであっても速やかに通告しなければならないことについて、改めて学校等への周知を要請している。しかし、同省は、小・中学校におけるその後の速やかな通告の実施状況については、点検・確認を行っていない。

2 勧告

関係省は、児童虐待の防止等に関する政策を効果的に推進する観点から、当省の意識等調査結果も参考にしつつ、次の措置を講ずる必要がある。

(1) 児童虐待の発生予防に係る取組の推進

② 児童虐待の発生予防について、更なる効果的な取組を検討すること。(文部科学省及び厚生労働省)

(2) 児童虐待の早期発見に係る取組の推進

ア 保育所及び小・中学校における取組の推進

② 平成 22 年 8 月に発出した課長通知を踏まえた小・中学校における児童虐待の通告の実施状況を把握し、その結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討すること。(文部科学省)

震災を越えて— 今、みんなのできること、 あなたにできること

～社会全体で子どもたちを育むために～

3月11日に発生した東日本大震災をきっかけとして、今、家族や地域の絆の大切さ、社会全体で子どもたちを育んでいくことの大切さが、再認識されています。

こうした中、急な環境変化や困難な環境下においても、子どもたちを健やかに育ていけるよう、子どもや子育て家庭への支援のあり方について、今、地域が、学校が、社会ができることについて、様々な立場から理解を深めます。

また、日頃から、社会全体で子どもや子育て家庭を支え、子どもたちの笑顔を守り、未来を育むために、求められる地域づくり、社会づくりについて考えます。



日 程

日 時

平成24年2月12日(日)
9:30～16:00(9:00開場)

場 所

 仙台国際センター

住 所：宮城県仙台市青葉区青葉山(無番地)
アクセス：市営バス
博物館・国際センター前下車徒歩1分
(仙台駅西口バスプール9番乗り場から乗車)



託児
無料

プログラム

基調講演

「親子の絆・地域の絆—地域で育てる社会の宝」
お茶の水女子大学 客員教授 内田 伸子氏

分科会

- ① 子どもの学びを支える学校を核としたコミュニティづくり
- ② 親子の安心と育ちを応援する家庭教育支援
- ③ 子どもを育むコミュニティの担い手とネットワーク
- ④ 親子の心のケアとまわりのサポート

主催：文部科学省 共催：宮城県教育委員会、仙台市教育委員会

後援：厚生労働省 協力：お父さんたちのネットワーク、早寝・早起き・朝ごはん実行委員会 in 宮城(「いい朝みやぎ」)

お問い合わせ 文部科学省男女共同参画学習課家庭教育支援室 TEL:03-6734-3467

第3回全国家庭教育支援研究協議会

震災を越えて—今、みんなのできること、あなたにできること ～社会全体で子どもたちを育むために～

日時 ● 平成24年2月12日(日) 9:30～16:00
会場 ● 仙台国際センター 大ホール・大会議室橋

フ・ロ・ク・ラ・ム

9:30～9:45 オープニングイベント 「寺岡ブギウギ」 寺山オレンジジャグバンドと子どもたち

10:00～10:15 開会挨拶

10:15～10:55 基調講演 「親子の絆・地域の絆—地域で育てる社会の宝」
お茶の水女子大学 客員教授 内田 伸子氏



11:00～12:30 分科会 I・II

I. 子どもの学びを支える学校を核としたコミュニティづくり

コーディネーター：野澤 令照氏 (仙台市立寺岡小学校長)

事例発表：①仙台市立七北田小学校長 内藤恵子氏
②ふれあい学びネットいずみ代表 齋藤純子氏
③福島県田村市放課後子ども教室「菅谷めだかの学校」
コーディネーター 佐藤征昭氏
パネリスト：高橋興氏(青森中央学院大学教授)他

II. 親子の安心と育ちを応援する家庭教育支援

コーディネーター：猪平 真理氏 (宮城教育大学教授)

事例発表：①宮城県名取市教育委員会社会教育指導員
家庭教育支援チームぽっぽはうす 担当 中保良子氏
②長崎県子ども政策局子ども未来課課長補佐 松崎邦彦氏
③新潟県長岡市NPO法人多世代交流館になコーナ
副代表 馬場裕子氏
パネリスト：佐々木とし子氏(全国地域活動連絡協議会副会長)
安土哲氏(宮城県松島町PTA連合会会長)他

12:30～13:30 昼食 [特別イベント：飛び出す紙芝居「アーリー博士とレイト怪人」
早寝・早起き・朝ごはん実行委員会 in 宮城(「いい朝みやぎ」)]

13:30～15:00 分科会 III・IV

III. 子どもを育むコミュニティの担い手とネットワーク

コーディネーター：石垣 政裕氏 (お父さんたちのネットワーク世話人)

事例発表：①仙台市寺岡おやじの会 滝沢公二氏
②仙台市人形劇団きかんしゃ 高森順子氏
③岩手県大船渡市読書ボランティアおはなしころりん
代表 江刺由紀子氏
パネリスト：照井貴広氏(宮城県大崎市鹿島台おやじの会)
松尾福子氏(仙台市まつお文庫主宰)
松谷俊克氏(岩手県一関市「道化師」クラウンろっく)
伊藤淳氏(仙台市寺岡おやじの会)他

IV. 親子の心のケアとまわりのサポート

コーディネーター：富永 良喜氏 (兵庫教育大学教授)

事例発表：①岩手県山田町立山田南小学校副校長 桑原良幸氏
②宮城県石巻市教育委員会生涯学習課主幹 三浦敏広氏
③独立行政法人国立青少年教育振興機構指導主幹
北見靖直氏
パネリスト：幸田久美子氏
(福島県喜多方市家庭教育支援チーム「もも」代表)
原田恵子氏(仙台市立五橋中学校養護教諭)他

15:10～15:50 分科会報告

15:50～16:00 総括 「社会全体で子育て家庭を支える地域づくり、社会づくり」

フォーラム参加申込書(FAX:022-217-7338) URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1313987.htm

お名前	(ふりがな)	参加を希望される分科会にチェック☑してご提出ください。 (時間が重複する分科会は、選択できません。)			
		11:00～12:30	13:30～15:00		
団体名等		<input type="checkbox"/> 分科会 I	<input type="checkbox"/> 分科会 II	<input type="checkbox"/> 分科会 III	<input type="checkbox"/> 分科会 IV
連絡先	〒 -	託児希望(6か月から就学前のお子さま対象) (追って事務局より御連絡させていただきますが希望者多数の場合は、ご希望に添えない場合がございます。)託児可能時間は、9:15～16:15となります。			
電話番号					
FAX					
e-mail		お名前 (年齢) 歳 か月			
弁当申込み希望 <input type="checkbox"/> 希望する(700円※お茶付き)		弁当をご希望の場合は、左の☐にチェックを入れてください。(当日申込みも可能ですが、数によってはご希望に添えない場合がございます。)ご来場の際、弁当受付にて食券を購入し、昼食の時間に、食券と弁当をお引き換えください。会場内にはレストランがございますが、混雑が予想されます。			

第4回全国家庭教育支援研究協議会

(ファザーリング全国フォーラム in しが分科会1)

共に育み、共に育つ。そして、学びを支え合う。 ～学校・家庭・地域において我々は何ができるか～

「イクメン」という言葉も広く知られ、男性の育児参加の意識が高まる中、子どもが乳幼児から学齢期、思春期へと成長するにつれて、家庭教育においても、育ちに応じた関わり方が求められています。

また、昨今、学校や地域では、PTAやおやじの会、NPO活動など様々な活動をとおして、地域ぐるみで子どもを育む取組が行われています。

家庭環境の多様化の中で、私たち大人に何ができるか、地域や学校ではどのような関わりが必要とされているのか、地域の一員としての活躍の場と出番をつくることについて理解を深め、私たちにできる方策を考えます。



日程

日時

平成24年2月17日(金)
15:30～17:30

場所 大津プリンスホテル

住所：滋賀県大津市におの浜4-7-7

アクセス：JR大津駅から無料シャトルバス10分

JR大津駅からバス(なぎさ公園線)12分



託児
無料

プログラム

基調講演

「いまこそ父親力を」

京都大学霊長類研究所認知学習分野教授 正高 信男氏

事例発表及びパネルディスカッション

竹原 和泉氏(横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長)

新庄 博志氏(おおつ男性会議代表世話人)

松田 恵示氏(東京学芸大学教授)※コーディネーター

主催：文部科学省 共催：滋賀県教育委員会

〔ファザーリング全国フォーラム主催：ファザーリング全国フォーラム in しが実行委員会〕
後援：内閣府、文部科学省、厚生労働省

第4回全国家庭教育支援研究協議会
(ファザーリング全国フォーラム in しが分科会1)

共に育み、共に育つ。そして、学びを支え合う。
～学校・家庭・地域において我々は何ができるか～

日時 ● 平成24年2月17日(金) 15:30～17:30
会場 ● 大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海」1

プ ロ グ ラ ム

15:30～15:35 開会挨拶

16:20～17:30 事例発表及びパネルディスカッション

15:35～16:15 基調講演

「いまこそ父親力を」

京都大学霊長類研究所認知学習分野教授
正高 信男氏



プロフィール
大阪大学大学院人間科学研究科
博士課程修了。学術博士。
ことばの習得の認知メカニズムの解
明とその進化について研究している。
現職のほか、NPO法人発達障害
療育センターの代表もつとめている。
「父親力—母子密着型子育てからの
脱出」「ケータイを持ったサル」「あ
かちゃんすくすく絵本—語りかけ擬
音・擬態語絵本」など著書多数。



事例紹介1

竹原 和泉氏
(横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長)



事例紹介2

新庄 博志氏
(おおつ男性会議代表世話人)



コーディネーター

松田 恵示氏
(東京学芸大学教授)

フォーラム参加申込書 (FAX:077-528-4807) URL: <http://www.fathering.jp/zenkoku/>

※参加申込についてのお問合せ：ファザーリング全国フォーラムinしが実行委員会 TEL:077-528-3070
※分科会1の内容についてのお問合せ：文部科学省男女共同参画学習課家庭教育支援室 TEL:03-6734-3467

お名前	(ふりがな)	託児希望(6か月から就学前のお子さま対象) (追って事務局より御連絡させていただきますが希望者多数の場合は、ご希望に添えない場合がございます。) 託児可能時間は、17日(金)／9:15～17:45、18日(土)／9:15～18:45、19日(日)／9:15～12:45となります。
団体名等		お名前 (年齢)
連絡先	〒 -	
電話番号		希 望 時 間
e-mail アドレス		

全国家庭教育支援研究協議会(分科会1)の他、ファザーリング全国フォーラム全体では、様々な分科会等が行われます。日程や内容等の詳細につきましては、ファザーリング全国フォーラムのホームページ(<http://www.fathering.jp/zenkoku/>)をご覧ください。分科会1の他に参加を希望される分科会等にチェックしてご提出ください。(時間が重複する分科会は、選択できません。)

17日(金)	<input type="checkbox"/> プレワークショップ	<input type="checkbox"/> 基調対談	<input checked="" type="checkbox"/> 分科会1 (全国家庭教育支援研究協議会)	<input type="checkbox"/> 分科会2
18日(土)	<input type="checkbox"/> 分科会3	<input type="checkbox"/> 分科会4	<input type="checkbox"/> 分科会5	<input type="checkbox"/> 分科会6
	<input type="checkbox"/> 分科会7(大津市民限定)	<input type="checkbox"/> 分科会8	<input type="checkbox"/> 分科会9	<input type="checkbox"/> 分科会10
19日(日)	<input type="checkbox"/> 分科会11	<input type="checkbox"/> 分科会12	<input type="checkbox"/> 分科会13	<input type="checkbox"/> 分科会14
	<input type="checkbox"/> パパ首長サミット	<input type="checkbox"/> 分科会15		

家庭教育支援の推進に関する検討委員会スケジュール（案）

- 6月 3日 第1回 検討委員会
審議内容：（1）家庭教育をめぐる社会全体の動向や課題の整理
- 6月24日 第2回
審議内容：（2）これまでの家庭教育支援施策の検証・評価
※ 調査研究の基本設計を含む
- 8月31日 第3回
審議内容：（2）これまでの家庭教育支援施策の検証・評価
- 10月19日 第4回
審議内容：（3）今後の家庭教育支援のあり方に関する検討
※施策評価の総括、論点整理
- 11月24日 第5回
審議内容：（3）今後の家庭教育支援のあり方に関する検討
※骨子（案）の審議
- 12月20日 第6回
審議内容：（3）今後の家庭教育支援のあり方に関する検討
※骨子（案）の審議
- 2月 7日 第7回
審議内容：（3）今後の家庭教育支援のあり方に関する検討
※ポイント及び報告書（案）の審議
- 3月 1日 第8回
審議内容：（3）今後の家庭教育支援のあり方に関する検討
※まとめ（案）の審議
- 3月15日 第9回
審議内容：（3）今後の家庭教育支援のあり方に関する検討
※まとめ（案）の審議